

平成23年度第6回清掃審議会

会議録

平成23年11月7日(月)午後3時開会

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 7-405会議室

平成23年度 第6回清掃審議会会議録

日時 平成23年11月7日(月)

午後3時00分から

会場 新潟市役所白山浦庁舎7号棟4階 7-405会議室

出席委員 藤井会長、松原副会長、菊野委員、植木委員、熊田委員、坂田委員、
椎谷委員、橋本委員、皆川委員、宮尾委員、山賀委員、山下委員
欠席委員 柴田委員、渡邊委員、中澤委員
事務局 泉環境部長、高井廃棄物政策課長、佐藤廃棄物対策課長
伊深廃棄物施設課長 ほか

1. 開会

斉藤廃棄物政策課長補佐(開会挨拶)

2. 資料の確認等

斉藤廃棄物政策課長補佐(資料の確認等)

3. 議事

「新潟市清掃審議会 会長、副会長の選出」

平成23年9月30日で清掃審議会審議委員の任期が満了し、10月1日に委嘱された新しい審議委員での初の審議会開催となったため、新潟市清掃審議会規則に則り、会長、副会長の選出を行った。

その結果、会長に亀田郷土地改良区事務局長 藤井大三郎委員、副会長に新潟大学産学地域連携推進センター教授 松原幸夫委員がそれぞれ選出された。

「平成23年度清掃審議会における審議について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、平成23年度清掃審議会における審議経過につきまして、資料
2を基に説明させていただきます。平成19年6月に策定された一般廃棄物処理基本計画(以下、「現計画」という。)に基づき、平成20年6月からごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする新ごみ減量制度を開始いたしました。その結果、家庭系ごみで3割の削減を達成するなど大きな成果を上げることができ、本年度の審議会においてもこれまでの施策の実施状況について一定の評価をいただいたところです。

現計画の計画期間は平成19年度から26年度の8年間の計画ですが、中間見直し年度を計画開始から5年後の平成23年度に設定しておりました。先ほど申し上げた新ごみ減量制度の開始により、計画目標をすべて前倒して達成している状況ですので、本年度計画の見直しを行い、平成24年度から31年度までの新たな計画を策定することいたしました。

本年度の審議会はこれまで5回開催し、第1回で諮問、2回から4回で審議事項に係る審議、

第5回で答申をいただくという流れで進めさせていただきました。本日の第6回で答申を踏まえ、計画素案を審議し、12月から1月にかけて約1ヵ月間のパブリックコメントを行い、1月の第7回でパブリックコメントに対する報告を経て、2月に最終版を公表するという流れを予定しております。

なお、説明が前後しますが、諮問事項は現計画に基づく施策の実施状況を踏まえ、「家庭系ごみのさらなる減量施策のあり方」及び「事業系ごみの減量施策のあり方」の2点です。

それでは、資料の右側をご覧ください。こちらは答申までの経過をまとめたものです。家庭系ごみ対策につきましては、可燃ごみの多くを占める生ごみの減量、いまだ可燃ごみに多く含まれている雑紙（ざつがみ）やプラスチック製容器包装の分別促進などが課題として挙げられておりました。審議においては、10種13分別によりリサイクルは一定程度進んだことから、さらにごみを減らすためにリデュース、排出抑制を重視すべきといった意見や、現在の分別区分においても分かりにくい区分があるといった意見。生ごみ減量対策においては、農業分野との連携が必要といった意見を踏まえ、右のとおり家庭系ごみに係る答申を5つの柱としてまとめました。

また、事業系ごみ対策につきましては、事業者へのアンケート調査により、市の処理施設における再生可能な古紙類の搬入規制や、「事業系ごみ ごみ減量・資源化ガイドライン」を約4割の排出事業者が知らないといった状況が判明しました。また、事業系ごみに再生可能な古紙類や産業廃棄物たるプラスチック類が混入しているといった状況を踏まえ、事業者に対する市の排出ルールの周知徹底や、事業系ごみの減量や資源化の促進に係る啓発の強化を図るとして、右のとおり事業系ごみに係る答申を4つの柱としてまとめました。

さらに、諮問事項ではありませんがその他の諸課題として、大規模災害に備えた事前の体制整備及び収集・処理体制の整備についてご意見をいただきました。災害対策については、東日本大震災のような大規模かつ複合的な災害に対処できるよう、市全体で真に実効性のある体制を構築すること。また、乳幼児を含む災害弱者に配慮した災害時のトイレ対策を検討すべきといったご意見をいただきました。また、収集・処理体制の整備については、ごみ量の減少に伴い、焼却施設の稼働率が低下している状況を踏まえ、焼却施設の統廃合による影響を十分検討した上で、市民の利便性低下を招かないよう統廃合を進めることや、収集・運搬の効率化を進めるといったご意見をいただき、これらが答申に反映されております。

説明については以上でございます。

「平成23年度清掃審議会における審議について」質疑応答

藤井会長：それでは、ただいまの説明についてご意見、ご質問はありますか。

植木委員：初めてで経緯がわからないので質問させてください。資料2の1-(2)の表ですが、(平成22年度に比べて)平成23年度とか平成26年度は数値が少し増えておりますが、これはどういう経緯なのでしょう。

高井廃棄物政策課長：この平成23年度、平成26年度の数値は、平成19年度に策定した現計画の目標数値になります。例えば1人1日あたりの家庭系ごみ量では、23年度で570グラム、26年度でも570グラムという目標にしていました。それに対して平成22年度の実績は473グラムということで、平成17年度に比べておおむね200グラム、約3割減少しており、目標を達成しているという状況でご理解いただければと思います。

植木委員：ありがとうございました。では、この目標はいずれ現実に合うように下げる可能性もあるわけでしょうか。

高井廃棄物政策課長：こういう状況を踏まえて、平成26年度を待たずに新しい計画を作るということで、これまで審議がされてきました。そして、審議に基づき新たな目標を定め、24年度から8年間の計画を作るというのが、今年度の清掃審議会の主目的となっております。

藤井会長：よろしいでしょうか。他にご質問はありますか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。先回の答申に基づき、新しい廃棄物処理基本計画の素案を作成したということですので、事務局から説明をお願いいたします。

「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは資料3、資料4、資料5に基づき説明をさせていただきます。

まず資料3をご覧ください。新しい計画素案の基本方針・基本施策について、ご説明いたします。策定の流れですが、先ほどご説明しました平成23年度の審議経過の流れで答申をいただき、現計画をベースとしながら、答申の内容を盛り込み、策定作業を進めてまいりました。また、後ほど説明する数値目標とも調整を図りました。

なお、現計画で基本方針は5本ありましたが、そのうちの1つである「家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進」は、新ごみ減量制度の開始により目的を達成することができたため、基本方針から削除し、「1 家庭系ごみ対策」、「2 事業系ごみ対策」、「3 違反ごみ対策」、「4 収集・処理体制の整備」という4本柱で基本方針を定めております。

まず、基本方針1「家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」ですが、さらなるごみ減量を目指すためにリデュースに力点を置いた啓発活動の強化や生ごみの減量施策、雑紙やプラスチック製容器包装の分別促進を図ることを基本施策に盛り込みました。

具体的には、サイチョプレス等においてリデュースの呼びかけを強化することや、マイボトル・マイバッグ運動を推進すること。生ごみの水切り等による減量、農業分野との連携による生ごみのリサイクルを推進するといったことを考えております。また、昨今注目を集めている使用済小型家電製品のリサイクルについて、効率的な回収方法の検討を進めることとしております。さらに、市民、事業者、市の三者が協働した施策、すなわちクリーンにいがた推進委員との連携や事業者、NPO等の団体とも連携した施策を展開していくことも盛り込んでおります。

次に、基本方針2「事業系ごみの排出抑制と資源化の推進」については、事業系ごみの排出抑制や制度の周知徹底を図るため、効果的な周知手法を検討し、現在行っている事業者への訪問指導を強化するといったことを盛り込んでおります。また、事業系ごみに関する制度の周知徹底を図った上で、必要に応じ、市の処理施策における古紙類の搬入規制の強化や資源物の搬入規制を検討することとしております。さらに廃棄物の減量や資源の分別に熱心に取り組んでおられる事業者を社会的に評価することにより、ごみ減量への動機づけを行うことなどを施策として盛り込んでおります。

基本方針3「違反ごみ対策ときれいなまちづくりの推進」については、違反ごみ対策として高齢者や転入者等にも分かりやすい分別の周知手法を検討することや、間違いやすい分別呼称を改善することにより、違反ごみを減らす取り組みを進めてまいります。また、第5回でご報告させていただいた、「ごみ集積場からのごみ・資源の持ち去り行為の禁止」について、引き続き制度の

周知を図るとともに、持ち去り行為者に対する取り締まりを強化し、安心・安全なごみ出し環境の確保と市民のリサイクル意識の減退を防ぐこととしております。さらに、これまで一斉清掃に参加したことの無い市民を取り込み、地域の清掃美化活動をより一層推進することや、現計画に基づき制定された「ポイ捨て等及び路上喫煙防止条例」の一層の周知・指導を図ることにより、きれいなまちづくりを推進することとしております。

最後に、基本方針4「効率的かつ安定的な収集処理体制の構築」ですが、廃棄物処理の基本である安定的かつ適正な収集・処理体制を維持しつつ、廃棄物処理に係る経費を削減するため、業務の効率化を検討していくこととしております。また、廃棄物処理施策のあり方については、今後のごみ量の減少を見込み、施設の稼働状況や周囲に与える影響を慎重に検討し、施設の統廃合を進めることとしております。

災害廃棄物対策については、複合的かつ大規模な災害に対応できるよう、廃棄物分野における災害に備えた事前の体制整備を進めます。その際は、市全体で真に実効性のある体制を整備することや、乳幼児を含めた災害弱者にも配慮したトイレ対策を講じることとしております。

これまでが基本方針・基本施策のポイントについての説明ですが、右の図は基本方針・基本施策に対する答申の反映状況を図示したものです。答申に盛り込まれた家庭系、事業系、その他の諸課題をそれぞれ新計画の基本施策に反映させております。

それでは、[資料4](#)をご覧ください。本計画の目標数値の設定についてご説明します。まず、家庭系ごみ量についてですが、算定方法を変更し、これまでは事業系ごみ量としてカウントしていた家庭系直接搬入ごみを、家庭系ごみ量に組み入れた形でごみ量を算出しています。その場合の平成22年度の1人1日当たりのごみ排出量は494グラムを基準とし、中間目標年度である平成28年度までに10グラム減量、平成31年度までにさらに10グラム減量して、合計で20グラムの減量を達成することを目標に掲げました。平成20年6月の新ごみ減量制度の開始以後、市民の皆様のごみ減量・リサイクル意識の高まりにより、ごみと資源の分別が進み、家庭系ごみ量は約3割減少しました。その上で、まだ燃やすごみへの混入が多い雑紙（ざつがみ）やプラスチック製容器包装などのさらなる分別の徹底をお願いすることで、ごみの減量と資源化を図ろうと考えております。

事業系ごみ量については、平成22年度の事業系ごみ量の総量のうち、公共ごみと資源ごみを除いた84,393トンと平成31年度までに約1万トン減量することを目標としております。制度の周知徹底、資源分の搬入規制によるリサイクルへの誘導、食品リサイクルルートの確立などによって事業系ごみの削減を目指すものでございます。これらのごみの減量に伴い、リサイクル率は平成22年度の27.0%から30.2%に、最終処分量も32,092トンから約1万トン以上削減することを見込んでおります。

なお、参考指標ということで、ごみの処理等に伴って発生するCO₂排出量の削減目標値も設定しました。こちらは平成31年度までに現在より約10.6%のCO₂の削減を見込んでおります。

続きまして、計画素案の本体となる[資料5](#)について説明をさせていただきます。こちらについては、時間の制約もあるため、各章の概要を簡単に説明させていただきます。構成としては現計画を踏襲して作成しているところです。

まず第1章は計画策定の基本的事項として、計画の位置づけや計画の概要を記載しています。第2章はごみを取巻く現状と課題として、ごみ処理施設の状況、ごみの排出量の推移、ごみ組成といった現在の新潟市のごみを取り巻く状況を記載しています。そして、第3章のごみ処理の目標と方針では、基本理念や循環型社会の考え方及び、先ほど資料4で説明した新しい計画の目標値などを記載しております。第4章では目標達成に向けた基本施策として、先ほど資料3でご説明しました基本方針・基本施策、そしてそれにぶら下がる個別施策を方針ごとにまとめています。今回、資料には付属していませんが、第4章の後に第5章として巻末資料を掲載する予定としております

以上、基本計画策定素案についての説明を終わりますが、素案はこれまでの答申を踏まえて作成しております。計画素案における基本方針や施策の記載ぶり、各施策についてよりよいアイデア等をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

藤井会長： それでは、ただいまの事務局からの説明、報告を踏まえ、計画素案についてご意見、ご質問をお願いいたします。

「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）について」質疑応答

皆川委員： 私も参加したばかりなので、既に分かっていることであれば申しわけありません。資料4の減量数値について、平成22年度と比較して、平成28年度にマイナス10グラム、平成31年度にマイナス20グラムとなっています。これは1人あたりだと思いますが、その根拠が分からなくて、先ほどから人口の減少を計算していくと、98.4%かなとか96.8%かなとか計算しています。何パーセント減という数字はよく聞くのですが、10グラム、20グラムとパーセントとの相互性がよく分からないので、この数値の根拠についてご説明いただきたいと思えます。

高井廃棄物政策課長： 資料4の下側にあります2のところに、数値の内訳というのが書いております。例えば家庭系については、人口がこれから減っていくという推計のもとに、人口減による自然減が4,620トンです。それに対して施策を行うことで減る量ということで、先ほどご説明した燃やすごみの中のプラスチック製容器包装や、再生可能な雑紙の分別を促進する分があります。それぞれプラスチック製容器包装で1,000トン、雑紙の分別で3,800トンとなり、合わせて4,800トンが施策で減る分になります。その他に、数値には現しにくいのですが、これからリデュースについて施策を強化することや、古布・古着のリユースをより促進したり、使用済小型家電を来年度からのモデル収集についても検討しておりますので、そういうのを合わせて約1,000トンを目標にしており、これが平成31年度の最終目標になります。それが合計すると約1万トンの削減になるわけですが、それをそのときの人口で割り返したのが1人1日あたりの20グラムです。また、中間目標の平成28年度では、それを半分にする感じで計算しております。

皆川委員： ありがとうございます。途中で数値の修正がないようにシビアな数字で出したらいかなというようなことを思いました。

宮尾委員： 私も初めてですので、2点お聞かせください。この資料3の左側の基本方針・基本施策のポイント、方針1の下から2つ目、「小型家電製品の新たなリサイクル」と書かれているので

すが、これがなぜここで出てきたのかわかりません。今までのような家電4品目の家電リサイクル法に基づくりサイクルでは不法投棄が多かったから出てきたのか。地デジ化によってそういう不法投棄が多いためにこれが出たのか。その点をお聞かせください。

もう1点ですが、方針3の一番下に「一斉清掃未参加者の取り込みを強化し」という文面がございます。これを読ませていただいて、参加しない人の取り込みという「取り込み」という言葉が非常に引っかかりました。強制的に参加させるということにつながりかねないということがありますので、「取り込み」というよりも、未参加者に対する働きかけをより強化するとかいうような表現にしないと、どうも参加しないから悪い、だから、強制的に参加させるのだというようなニュアンスにとりかねないと思ったのです。この2点をお聞かせください。

高井廃棄物政策課長：1点目の小型家電製品についてですが、家電4品目といわれるテレビとかエアコンとか冷蔵庫とか洗濯機ですね。それについては家電リサイクル法という法律があって、それに基づいて処理をしなければいけないということになっています。今回、ここで考えているのは、それ以外の家電製品を考えています。今までは燃えないごみとして収集をして、破碎をかけ、いわゆるベースメタルといわれている鉄やアルミを選別して資源化をしています。しかし、昨今は都市鉱山などといわれるように小型の家電製品にはいろいろと有用な金属が含まれている現状がありますので、携帯電話などの回収をモデル的に新年度以降から回収していきたい、ということで挙げさせていただきました。

また、国の状況として現在把握している範囲では、新年度の通常国会で環境省等は小型家電のリサイクルの法制化を進めるということを聞いております。そして、26年度には施行したいという話です。その制度は強制型ではなくて促進型でやるということで、要するに手を挙げた自治体と処理業者とのやりとりが円滑に行えるような形にするということです。

それと、もう1点の一斉清掃未参加者の取り込みというのは、ご指摘のとおりだと思います。働きかけを強めることで理解を得るような形で、一斉清掃への参加促進を図りたいと思っております。

藤井会長：ありがとうございました。ほかに何かありますでしょうか。

植木委員：計画達成に長期的な視点も必要だと思います。例えば、生徒たちのごみ問題についての意識を高めていくことも必要だと思うのです。ごみ処理手数料の市民還元事業をみますと、けっこう副教材をつくっているようなのですが、その使われ方やさらに実際に生徒たちを施設に見学させるような施策を打たれているのかも伺いたいと思います。

藤井会長：この基本方針・基本施策のポイントでございましょうか。

植木委員：そうですね。やはり教育的な視点も必要だと思います。

高井廃棄物政策課長：現在環境教育として行っているのは、小学校4年生を対象にした「ごみってなあに？」という副読本を生徒さんに配布するというものです。市民還元会議でも環境教育は大切だという中で、もう少し低学年や未就学児から行ったらどうかとか、さらにもう少し上の中学生や高校生に対してもアプローチしてはどうかということで、いろいろとご意見をいただいております。環境教育は継続的に実施していく必要がありますので、単に冊子だけを配るだけではなく、ビデオを作るなどしてビジュアル的に見せたり、施設見学に行きたくても行けない学校もあるので、それらがうまくいくような形で新年度以降、計画に基づきもう少し環境教育に力を入れていきたいということで考えてはおります。

皆川委員：事業系ごみの排出抑制のところと、使用済小型家電製品のリサイクルについて、少し重複するかもしれませんが、うちのお店は結構家電製品も売れるものですから、事業者には小型家電製品の回収に協力してもらうことも必要ではないかと思います。また、売った以上責任をとるのはリサイクル法の品目だけですが、もっと幅を広げるということも必要かと思います。あと、優良な排出事業者というところも少しファジーなのですが、動機づけをどのようにして行うかというのが重要と考えています。人は納得しないと動かないものなので、納得をどのようにしていただくか、というところが行動を変えてもらうための重要な点だと常に思っておりますので、よろしく願いいたします。

高井廃棄物政策課長：小型家電についてどのような場所で集めようかということは内部でいろいろ考えています。これまで、例えば古布・古着などの回収については公共施設で回収を1区1カ所ずつやらせていただいています。これはただ持ち込んで入れてもらうだけですので、あまり問題は無いのですが、家電製品に関して、携帯電話などは特にプライバシーの問題がありますから、少し慎重に集めなければならないという課題があります。また、平日だけよりも土日の方が持ってきてくれるのではないかとということで、公共施設だけでいいのか、という議論も内部でしております。きちんとプライバシーにも配慮できるようなところで、土日も収集ができれば、ベストだろうということで考えていて、今までの資源化協力店のような形の拡大、拡充のような形でやれたらいいのではないかと考えています。

それと、優良な排出事業者の社会的評価については、具体的なイメージがまだうまくできていないのですが、新潟県でも今年から優良排出事業者の審査を行っているという状況があり、それと別にやればいいのか、県とタイアップして、それをもう少し市も一緒にやることで、事業者の意識づけができればいいのか。そのあたりはまだ検討途中なのですが、いずれにしても、表彰を受けたことでそれなりにモチベーションが上がるようにしないと、がんばってもしょうがないとなりますので、県の取り組みなども参考にしながら、改めてこれから検討していかなければいけないと考えております。

泉環境部長：事業系ごみにつきましては、これまで審議会でもご議論いただいたのですが、私どもの考えはどちらかというと、そこに書いてあります搬入規制や排出抑制という役所的な規制の分野が強くて出ていた原案でございました。しかし、当審議会の中で、規制だけではなくやはり周知や理解が重要だご意見をいただきました。先ほど委員がおっしゃったように納得してもらわなければ、排出抑制にはつながってこないという観点からすれば、むしろ社会的に優良な事業者を何らかの形で顕彰したり、もう少し優良企業をPRしたりというようなことをもって、すそ野を広げていくことができないのかということも考えております。私どもとすれば、現計画にも記載のある表彰制度というものを踏まえて、今後どうすればそういった形での優良企業をPRできるかという発想の転換を図っていきたいというのが、今回の新しい計画に盛り込みたいという部分です。

菊野委員：先ほど他の委員からもご指摘のあった資料4の基本計画の目標値の根拠のところですが、数値でマイナス10、マイナス20、トータル20グラムということになっているのですが、この数値、もしくはのリサイクル率30%を超えるということの根拠を示していただきたいのです。そして、市民のモチベーションを上げるということで、例えばリサイクル率が30%になると、いわゆる他の環境先進都市といわれるところと同等になるとか、この数値の根拠となるよう

な何かがあると、この数字だけで出されるよりも、あそこと並ぶのだとか、政令市の中でトップになるのだ、というようにリデュースのモチベーションアップになるのではないかなと思いました。これとの関連で、資料5素案の23ページ、他都市との比較の数字をみているのですが、これも新潟市はいいのか悪いのかよくわからない。ごみの排出状況の数字は出ているのですが、10ずつ減らすというよりも、もう少し皆さんが納得できるようなものが必要ではないでしょうか。ここをクリアすると、こうなるという満足度が得られるような目標の設定をしたほうがいいのではないか、と思いました。

高井廃棄物政策課長：目標設定について、どの程度だったらいけるのかということを中心に内部で議論をしました。家庭系については、とりあえず10種13分別で3割減らしたという実績がある。大幅に分別区分を変更するといった施策を打たずに、何とかまた減らそうというもののので、あまり大胆な数値は設定しづらかったというのが事務局としてはあります。リサイクル率についても、現在、政令指定都市のうち第3位です。各都市が一生懸命頑張っており、リサイクル率は年々上がってくるので、どこに設定したら1位と言い張れるかというのは難しいのですが、1位のところで確か30%を切っていたと思います。したがって、平成31年度のときにどうなるかという想像はまだできませんが、新しい目標がそれほど悪いものではないと事務局では思っています。もう少し納得のいくような形で、もっとモチベーションが上がるというのは確かだと思いますので、こうしたらこうなるというようなストーリーがもう少し必要だろうという印象を受けました。ありがとうございます。

菊野委員：政令市トップを目指そう、みたいな感じにするといいのではないのでしょうか。市としてはなかなかそのような数値を出しづらいかもかもしれませんが、どうせやるのであれば、そこまで大胆にしてもいいのかなと思いますし、その方が効果的な取り組みになるのではないかと思います。

藤井会長：おかげさまで政令市第3位という数字が分かりました。

皆川委員：菊野委員のおっしゃることがまさにそのとおりで、この審議会に出るにあたって何人かにちょっと聞き取りをしてきました。やはり、なぜそれをしなければいけないかという根拠がないといけないし、目標というのは達成できるものと考えて計算したものではありません。やはり、それが現実的になるかならないかは別として、みんながやる気になるような目標であるべきですよね、というのがうちの従業員の意見でした。なので、何かみんながやる気になるような、ごみの一覧表とかばかり配っていないで、この分別をすると、どのようになるのだというようなものが見えてこない、ただの作業員になってしまって、やはりみんなが経営者の視点で考えるためには、なぜそうなのかとか、どうしてなのなのかとか、結果どういうものになるのか、というようなものがあるべきだと私は考えています。

藤井会長：大変前向きなご意見をいただきありがとうございます。

高井廃棄物政策課長：ごもっともなご意見だと思います。ただ、こう言うと弁解になってしまいますが、これまで3割減らしたということを私どもとしてはすごく評価をしていて、他に大きく減量を進める新しい施策を打てない中で、ごみの組成調査をみると、まだ分別できるのも多くあるという現状です。雑紙（ざつがみ）なんかはまだ多く削減できるといったことを試算して出した数字なので、あまり目標を高くし過ぎて、乾いた雑巾を絞るようなことも市民には酷なのではないか、という気持ちもないわけではありません。もう少しそのあたりで、こういうことをした

ら、あるべき姿になるのだというようなことも、内部でまた検討したいと思います。ご意見ありがとうございます。

泉環境部長：言い訳がましいことを言いましたけれども、目標値についてはかなり検討してきました。分別をこのようにすればいくら減るというのは、おそらく10種13分別を始めたときの20年6月の時点で検討して、100グラムダイエットという高い水準の目標にしたと思います。今回はそのような大きな制度改正のない中で、さらに市民の皆様にご協力いただけるかということを探っている部分があります。おそらく今のようなお話から考えると、キーポイントはやはり日本は資源の少ない国ですので、資源は資源で有効に使いましょう、と。みんな捨てて燃やすだけではいけませんよね、ということからすれば、リサイクル率が重要になってくるわけです。いくら減量しなさいというのは体重と同じで、なかなか難しい話です。しかし、資源の少ない我が国において、という前提を踏まえると、リサイクル率を30%台に乗せましょうとか、そういったメッセージ性が多分みなさんが紙を分別していただくときの有力な動機づけになってくるのだらうと思います。結論は課長と同様なのですが、もう少し検討させていただきたいということで、メッセージ性のあるストーリーをどこに求めるか。この数値からいってもリサイクル率を政令市で1番に持っていくというようなことですか、30%に乗せましょう、という方が目標値を目指すメッセージとしては良いのではないかと、というように感じましたので、課長同様もう少し勉強させていただきます。

皆川委員：配布しているごみに関する冊子の中で、何か標語のようなものを載せたらどうでしょうか。同じ用紙を配るにも、現状はこうですが、これぐらいになったらこうなりますよ、などとすると人は動いてくれるのではないかと思います。

藤井会長：政令市中1位にするという目標を掲げるのですか。

泉環境部長：いや、例えばということです。ただ、先ほど申し上げたように各都市も一生懸命努力しており、私どもが30%台に乗せたからといって、すぐ1位になれるという問題では多分ないだろうという状況もあります。

藤井会長：他の都市も変わっていますからね。

泉環境部長：はい。他の都市も同じようなことをやっていますし、もっと強烈に搬入規制をやっているようなところもあります。以前、審議会でもご紹介しましたが、規制を厳しくすればごみの減量を比較的容易にできる部分もあります。しかし、強烈な規制に伴って不法投棄につながるようなことになってはいけないものですから、私どものほうは慎重に行う必要があると思っています。ごみの減量・リサイクルをやって楽しい方向にシフトしてはいけないので、そういう観点で進めさせていただきたいと思っています。例示だけはさせていただきました。

藤井会長：ほかに皆さん、ご意見等ございませんでしょうか。

山下委員：細かい話ですが、資料5の第2章の22ページ、表11の下のところに小さい文字ですが、「燃やすごみ+燃やせないごみ」とあるのは誤りではないでしょうか。

高井廃棄物政策課長：「燃やさないごみ」ですね。失礼しました。

山下委員：「燃やせないごみ」ではなくて「燃やさないごみ」ですね。小さいことで申しわけないのですが、修正よろしくお願いします。

藤井会長：では、ほかに何かございませんでしょうか。

山賀委員：今回、24年度から31年度までの基本計画ということで、今後、パブリックコメン

トもあるでしょうし、毎年の予算とかもあるかと思うのですが、これらの施策の実施スケジュールといいますか、優先順位といったものはどのようになるのでしょうか。どれを先にやって、次にこれ、というようなものばかりではなくて、みんな同時並行な形にもなりそうかな、という気はしているのですが、具体的な施策ごとの実施スケジュールを教えてくださいませんか。

高井廃棄物政策課長：新規事業についてはなるべく早い時期に実施したいと考えていますが、基本的には継続事業がほとんどとなっています。あとは新規のものをなるべく24年度からスタートさせて、継続事業の拡充部分をどうするのかということですので、個々の事業のスケジュール表を作るところまではこの基本計画では考えておりません。

藤井会長：スケジュールというか、そこら辺は同時進行していくということでしょうかね。

高井廃棄物政策課長：そうです。

熊田委員：今日、初めて参加された方たちの活発なご意見を伺いまして、非常に圧倒されております。それで、少し意見として言わせていただきたいのは、ごみ処理基本計画とか、目標値がどうのといったことは、確かに必要なことだと思いますが、現実として何となく机上の論理となっていないかということです。実際に家庭系ごみを減らすなり、事業系ごみを減らすなりということで、一般の市民とか現場で動いている人たちが、ごみの減量を実践しないことには、なかなか減らないと思うのです。そして、啓発のチラシとか、周知方法としていろいろな手法がとられておりますが、実際に現場というか、生活する場においては、ほとんどの方が余り興味も関心もない。知らない方が多いのが実態ではないかと感じています。今後、さらなるごみの減量を目指すということを目指して実行に移した場合、自治会とかコミュニティ協議会とか、そういった地元で実際に活動されている人たちからご協力をいただいて、行政の方たちと一緒に行動を起こすということが重要になってくるのではないかと思います。

実際に資料3の2番、基本方針・基本施策のポイントというところで、「家庭系ごみを減らす3R運動の推進と三者協働」というようなところにいくつか掲げられていますが、まずこのリデュースという言葉自体、本当にどれくらいの方が理解しているかというのもあります。これはあくまでも生活する市民の方が、家庭でリデュースをするということに力点を置いていると思うのですが、実際に製品を作るメーカー側、企業や商店などの過剰包装とか、レジ袋もそうなのですが、市民に販売をする事業者側へ目が向いていないという気がします。

いちばん下のところに、「市民・事業者・市の協働による3R運動のさらなる強化を図ります」と書かれていますが、この事業者というのは、家庭系ごみを減らすに当たってどのような関わりを持っていくのかというのが、ちょっと分かりづらいと感じます。

それと、基本方針3の「一斉清掃未参加者の取り込みを強化し」という部分なのですが、実際にこれに関しては、そこに住んでおられる職員の方たちに率先して参加していただきたいと思えます。自治会活動などをみていると、そこに居住している職員がほとんど参加していないのが現状だと思いますので、このあたりは内部から改革して指導するなり、推奨するなり、何か手当てをしていく必要があると思えます。いつまでたってもコミュニティ協議会にお任せとか、自治会にお任せというような現状で、職員が参加しないというのが実際にございますので、やはり率先して、一般市民として参加していただけるような環境などを作っていくべきではないかなと思っております。

藤井会長：ありがとうございます。この点につきまして事務局としてはいかがでしょうか。

高井廃棄物政策課長：まずリデュースの関係ですが、事業者の取り組みももう少しというお話ですね。過剰包装については、ショッピングセンターなどの小売店ではマイバック持参者にポイントを与えるなどの取り組みをやっていていると思います。ごみ減量化・資源化協力店会議もありますので、そのあたりでももう少し力を入れていかなければならない部分もあるのではと思いました。

それと、一斉清掃などで職員の参加が少ないというのはよく言われている話です。私も江南区役所にいましたので、現場に行ったときにどうしても市の職員の参加が少ない、というのはいろいろな分野で言われている話で、一斉清掃も含め自治会活動などに参加するというのを、改めて周知する機会が必要だろうと思いました。

佐藤廃棄物対策課長：事業者との関わりという点について、高井課長から説明がありました。資源化協力店会議という形で事業者さんとさせていただいております。事業者との協働で典型的な部分としましては、各小売店などに資源物の回収拠点を設けさせていただき、ペットボトル、乾電池を回収しています。さらに、スーパー独自にトレイや缶などの資源物を拠点で回収して、ごみの減量化を図っているという状況があります。昨年、一昨年のレジ袋の削減の取り組みの中で、スーパーの店頭でレジ袋削減キャンペーンもやらせていただきました。そのような状況で、我々がそういったキャンペーンをするばかりではなく、実際にスーパーでもマイバッグの持参を促進する取り組みとして、独自にいろいろな活動をされている部分もございます。市としましては、そのような事業者さんが直接市民向けにやられているような事業、あるいは事業者さんが自分で自分のごみの排出も含めて削減している事業の内容をより明確化して、市民の皆様にもPRできないかと考えておまして、今年の資源化協力店会議において、事業者さんが行っている減量化の取り組み内容を市のホームページとリンクしてPRしていきたいという提案をさせていただきました。例えば各スーパーが行っている活動を、市のホームページを見て知ってもらうような形で情報発信できれば、事業者との関わりもより深くなるのではないかと考えています。今のお話は一例ですけれども、今後ごみ減量・資源化協力店会議の中で、お互いに知恵を出し合いながら進めてまいりたいと思っております。

熊田委員：ありがとうございます。だいたい佐藤課長の説明でわかりました。ただ、先ほども皆川委員や菊野委員がおっしゃったように、新潟市が環境先進都市を目指す場合に、何か特色あるものを目指しているのか、テーマにしたらいいと考えていて、そういったものを掲げることによって、市民の皆さんのごみ減量に対する意識も出てくるのではないかと考えています。それこそ環境先進都市1位を目指すということでも結構ですし、今のレジ袋に関しては佐渡では有料化になっていますし、他県ではもうかなりの県が、マイバッグを持ってこなかった人はレジのところ自分でレジ袋を買って、買物するという話も聞いております。そのあたりも事業者さんに、有料化を促すようなお話などもなさっていかれてはいいかなという思いもございます。

泉環境部長：資料3の2の方針1の1つ目で、「リデュースに力点をおき」ということで、それをお題目としてこの計画に書くのは簡単なことなのですが、では実際どのように書くのか。レジ袋だけの話なのかということとそうではないし、リデュースというのは、やはり地方公共団体がやれることには限界がありますし、1つはメーカー側に対してどういう働きかけをやるかという問題や、それぞれがそれぞれの取り組みをやっていている部分について、強制力をもたないという考え方もありますので、なかなか製造者側に対して直接アプローチすることは難しいと思います。これは以

前の審議会でもお話ししたように、ペットボトルにしても大分薄くなりましたよね。ペットボトルについても必要だということで使っているわけですが、余りにも使い過ぎだということで、そのペットボトルも少なくなっています。この審議会でも以前、なぜペットボトルでお茶を出すのかって怒られましたので、今ではこうやってコップで出しているわけですが、こういったことはリデュースにあたるわけです。そういうことを理解していただくようなシステムにしなくてはならないということが1つ。

もう1つは、机上の空論にならないために、私ども市役所ができることというのは、佐藤課長が申しあげましたように、小売店に対する働きかけなのです。メーカー全体というか、全国展開の清涼飲料水メーカーに対して、こうしてくれよと言っても、なかなかそれは難しい。彼らも運送費を軽減するためにも、そのほうがいいと思うのですが、なかなかそれが進んでいかないという現状がある。そういった中で、多分できることというのは小売店さんをお願いして、簡易包装をもう少し積極的にやっていただけないでしょうか、というようなことは協力要請としてできる範囲だと思います。レジ袋の話をしていますけれども、そういう簡易包装にどんどん切りかえていくという方策は何かできそうな気はします。これも例えばということでお話しさせていただきますが、そういう働きかけを小売店に対して強化するということも、リデュースに力点を置くことになるのだらうと思っています。さらに減量を進める新たな施策について、この8年のスパンの中でやれることを1つずつやっていきたいと思っています。

皆川委員：小売店に対してという話が出たのですが、実は簡易包装をしたくてもお客様が嫌だとおっしゃるのです。ですから、お客様が簡易包装でいいよと言っていないものを、うちが簡易包装しますと言っても、その簡易包装率は都会のほうがよくて、田舎に行くほど何重にも包装してくださいと言われる。このような状況で“のし”だけでいいでしょうか、とは言えません。配送センターから送るものについては、もう“のし”だけということができます。それと、袋の有料化もうちの会社はマイバック持参者には2円引きをしています。レジ袋を要らないと言ったら、それは袋を買っていただくのとは反対で、良いことをしたら褒めるというやり方になるので、袋は要らないと言ったら2円引きというのは、それはそれでいいのではないかと考えています。

また、以前、資源化協力店会議に参加しましたが、全然会議が活発ではなくて少しがっかりしまして、このぐらいの活発さがあつたらよかったと思っています。小売店が集まったときに私も参加しているのですが、何かお葬式のように静かだったので、発言する気にならないで帰った覚えがあります。やはりいろいろな人を混ぜて、もっと活発にしてくれたら、みんなの意見も出ると思うのですが、黙っていれば時間は終わるというようになって、私は発言を一個もしませんでした。このようなこともあるので、やはり一般の市民の方々に意識づけをしなければ、小売店に何を言われても難しいということも、一言いわせていただきました。

藤井会長：基本方針1の市民・事業者・市の協働というところで、さきほど熊田委員もおっしゃったように現場の生の声としては、ただでさえリバウンドしたり停滞しがちなのに、高い目標を掲げてみんなで役割分担と連携をしていかないと、皆さんの動機づけがしぼんでしまうのではないかという危惧の念でのご発言ですね。そういう意味では、クリーンにいがた推進委員や自治会、コミュニティ協議会などがみんな一緒になってということなので、ここでは市民・事業者・市の協働というように簡単に言葉では書いているけれども、実態にはもっといろいろな方々が一緒になってやっていかないと、目標だけ掲げてだめだということだらうと思っています。そのあた

りは高井課長がさきほど説明されておりますので、やはり文言をもう少しつけ加えとか、これから素案を見直してより良いものを作っていかれたらよろしいと思います。

他に何かございませんか。

高井廃棄物政策課長：リデュースに関していろいろなやり方はあるのだと思います。内部的にも検討していることはあるのですが、もし皆さんで良いアイデアがあるというものがあれば、提案をお願いしたいと思っています。例えば、内部で話し合っているものとしては、マイボトルをより推進するために、お茶屋さんなどでマイボトルにお茶を入れてくれたら、少しサービスしてくれるとか、そのようなことを商店街などに働きかけて、マイボトルマップみたいなものがないかというようなことです。そのようにリデュースに関連するようなことを、私どもだけで考えると少し限界があるので、例えば商工関係のセクションと連携するなど、横とのつながりも考えつつ、皆さんにもみてもらって、こんなやり方もあるのではないのというご提案をいただければ、より良いものになるのではないかと考えています。

椎谷委員：マイボトルのお話ですが、駅の地下のお茶屋さんがやっています。マイボトルを持っていくと、お茶を入れてくれるようなサービスをもう始めていますけれど、家庭系ごみを減らすという部分で主婦の方ですとか、特に子育て中のお母さんというのはどうしてもごみが出てしまう。おむつなどがそうです。夏の節電のときに私どもがセミナーを行ったときに、節電することで何が得になるかというような内容にしました。昨年と比べるとこれだけ電気料金が下がっているのだとか、それで少しご褒美を、というようなことをセミナーで行ったのですが、ごみの場合も同じで、ごみを今よりも少なくすることによって、ごみ袋を買うことが減るというようなこともあります。お母さんや主婦の方々が一生懸命ごみを減らそうとしています。ただ、減らし方が分かる人と分からない人がいますので、広報をする際には、例えばこういうことをするともっとごみ減量につながるよ、というようなことが書かれていれば良いと思います。ごみを少しでも減らすとごみ袋を買うことが減って、家計も助かるというようなこともありますので、そういったヒントがあればいいのではないかと思います。ごみ袋も安いですけど、買っていくうちに増えていきますので、そういったポイントも1つ大事な事かなと思います。

藤井会長：ありがとうございました。他に何かアイデアなどございませんでしょうか。ご意見、ご質問でも構いませんが。

皆川委員：今、3Rではなくて4Rだと思うのですが、あえて3Rと書かれている理由は何でしょうか。リフューズが抜けているのですが、どうしてなのかと思い少し考えてみたのですが、他にもいろいろ出てくるところで3Rか、なんて少し思ったものですから。

高井廃棄物政策課長：鋭い質問だと思います。リフューズがどこまで浸透しているのかなというのもあるけど、ここについての議論は余り内部ではしておりません。今のところはまだ3Rのほうが一般的なのだろうというレベルです。どの程度周知されているのかとかも含めて、今後も議論していきたいと思っています。

皆川委員：うちの会社では課長以上はエコ検定をとらなくてはいけないので、すごい何ヵ月もエコについて勉強するのですよ。だから、少し遅れているなという印象がしまして。失礼しました。

藤井会長：新潟らしさのという点で、この地域の特性を生かした農業分野との連携などは、それはそれでいいのですけれども、審議会でも以前ありました世界の先進環境都市、つまり、ドイツのフライブルクやスイスのチューリッヒなど、そういうところでやっている独自の取り組みとか、

日本の環境先進都市がやっていることを、真似する必要はないと思うのですが、新潟らしさという点で参考にさせていただければと思います。

松原副会長：基本計画ですとわりと抽象的というか漠然としたことですが、一方、先ほどアイデア募集ということで、マイボトルとか、以前お話のあった三角コーナーの廃止とか具体的なことがあります。この審議会でどのあたりまで話すのかということと、この基本計画にどの程度具体的に書き込むのか。そのあたりの作業がよく分からないので、教えていただきたいと思います。

高井廃棄物政策課長：少し踏み込み過ぎた部分もあるかもしれませんが、ある程度は書き込みたいと思っています。ただ、あまり具体的な施策まで書き込むというのも難しいのですが、なるべく市民の方がみたときに印象はあったほうがいいのかという気はしています。基本計画のほか毎年度、「一般廃棄物処理実施計画」というものを作ります。また、年に4回サイチョプレスという資源とごみの情報紙で広報させていただいたり、市報にいがたやホームページでもお知らせしたりするわけです。したがって、基本計画なので余り具体的なことを書き込みすぎると難しいのですが、パブリックコメントまでにもう少し精査していければと思っています。

藤井会長：そのあたりはファジーな部分もあるかと思いますが、それはそれとして緩やかによろしく願いいたします。

橋本委員：うちの会社では、作業を仕事に変えるという言い方をしているのですがけれども、作業をやっている人は作業の意味が分からないのですよね。それが目的をもつと仕事になるという使い方をします。それは資料とか与えてもなかなか浸透しない。例えば、うちは豊栄なのですが、今、白鳥がいっぱい来ています。生きていうちにトキは一回見たいなど。そういう大きな目的があって、そういう流れでごみだったら何をしなければならぬかということ、何となくびんとくると思うのですが、どういう新潟市にしたいかというのがないと、大体皆さん分かりますよね。余計なことを言わなくて。具体的なことをいうと、だんだん煮詰まってくるのですが、ただ、新潟市はこうありたいよね、というところから廃棄物をどうするかというようにしたほうが何となくいいのではないのでしょうか。もったいないとかが先です。我々の子供のころ、物は大切に使いと言われていましたけど、そういうことです。リユースというのは大切に使う余計なものを買わない。うちの会社では余りびんとこない方が多いのです。やってと言っても、何でやるのと言われるから。この頭にあるやつをもう少し、方針が4つか5つかではなくて、こういう新潟市にしたいというのがあればいいのではないのでしょうか。会社もそうです。皆さん言われたことしかしていませんので、そこに何か意味を与えると急に勝手にやり始めます。そういう最初の頭が大事なのだなど、今日お話を聞いてそう思いました。うちの会社もなるべくごみの減量をしようとしているのですが、さっき皆川委員の状況と同じで、お客さんの要求でこうなっているというものはある。それでもやはり何とかしなければいけないので、やってはいますけれども、そういうことではないかと思っています。

藤井会長：ありがとうございます。ある意味、周知徹底といいですか、啓発宣伝が大事だと思います。ただ、おっしゃるとおりイメージといいですか、新潟がどういう都市を作るのかという、その理念というか方向性を大事にしていきたい。そのあたりは審議会の基本的なところで押さえてはいるかと思っています。他にございませんでしょうか。

植木委員：平成22年度市民1人当たりのごみ処理原価は12,692円と出ておりますが、リサイクルでもって収益も多少上がっているかと思っています。その分は幾らぐらいあるのでしょうか。

高井廃棄物政策課長：素案の21ページのところですよね。いわゆるアルミ缶など資源の売り払い収入がいくぐらいあるかということですね。

植木委員：それを引いて考えてもいいのではないかと思い、伺ったのですが。

事務局：ごみ処理原価を計算する際には、資源物の売却を控除した後で計算しておりますので、新潟市全体でいきますと2億3,900万円くらいの売却益となっております。したいがままに、ごみ処理経費は資源物の売却益等が控除がされております

植木委員：ありがとうございました。

宮尾委員：関連して1つ質問させていただきます。18ページですが、新田清掃センター、亀田清掃センター、鎧漕クリーンセンターの3施設では、余剰電力については売電をしているというように記録されていますが、この売電の収益はどれくらいなのでしょう。ほんの微々たるものなのか、施設の電力に回されているのか。それも今の収入と併せてお聞かせいただければと思うのですが。

伊深廃棄物施設課長：廃棄物施設課でございます。申しわけございませんが、今手元に資料がないので、詳しい数字は申し上げられませんが、ごみ処理施設で発電した電力については当然有効利用させていただいていますし、余熱利用なんかも含めて施設内で使いながら、さらに余った部分については売電をしているという現状でございます。

藤井会長：その売電収益というのは、さっきおっしゃった2億3,900万円には含まれてないということでしょうか。

伊深廃棄物施設課長：それは今ははっきりと分からないので、後ほど調べてお知らせしたいと思います。

藤井会長：それでは、今の点は確認をお願いしたいと思います。

泉環境部長：売電収入は先ほど申し上げましたように焼却場で熱が出ますので、その排熱を利用いたしまして、新田の場合でございますと、アクアパークにいがたを運営していて、余熱をそちらに回しております。時期によっては電力の消費量より排熱のほうが多くて、それを電気に変えて自家消費を超えた部分については、東北電力に売電する場合がございます。同じようなことは亀田清掃センターにおきましても、その余熱の一部は近隣にある温浴施設に回しております。鎧漕につきましてはそのような温浴施設をもっておりませんので、自家消費した後に季節的に変動差はありますが、売れるものについては売っている状況です。売却金額について、それから、それが21ページの原価計算の中で控除されているかという点につきましても、後ほど調べた結果を皆様にお示ししたいと思います。

(平成22年度決算から、売電収入について新田が約90万、亀田が約6600万、鎧漕が約20万であり、これらの収入はごみ処理原価の計算で控除されている旨を事務局より説明。)

藤井会長：そういうことでよろしく願いいたします。それでは議事進行の関係もございまして、このあたりでよろしいでしょうか。

ただいまの皆様方のご意見に基づき事務局で計画の素案の修正を検討するというのでよろしいでしょうか。パブリックコメントを12月から1ヵ月かけるということですので、その際は事務局から委員の皆さまに連絡をお願いいたします。

続きまして、次第の4、ごみ処理手数料還元市民検討会議委員の選出といたしまして、ごみ処理手数料還元市民検討会議へ当審議会から委員選出について事務局より説明をお願いいたします。

「ごみ処理手数料還元市民検討会議員の選出」事務局説明

高井廃棄物政策課長：それでは、ごみ処理手数料還元市民検討会議の概要について説明をいたします。[資料6](#)をご覧ください。

まず、新潟市ごみ処理手数料還元市民検討会議の目的です。平成20年6月から実施いたしました新ごみ減量制度では、手数料収入について、ごみ袋などの作成経費を差し引いた分については、制度の趣旨から資源循環型社会促進策、地球温暖化対策及び地域コミュニティ活動の振興に資するよう市民に還元することとしております。その具体的な用途については、透明性を確保するため、市民の代表を交えた検討会議の中で事業の収入収支の実績報告などを説明し、ご意見、ご提言をいただくものでございます。任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までの約2年間です。委員は、各区自治協議会より1名ずつ計8名選出していただき、清掃審議会から代表2名を加えた計10名で市民検討会議を構成しております。会議は年2回程度の開催を予定しており、本年度の第1回市民検討会議は8月19日に開催したところです。

以上が市民検討会議の概要ですが、先ほど申し上げたとおり清掃審議会より2名の委員を選出していただくことになっておりますので、ご検討のほどよろしく願いをいたします。

「ごみ処理手数料還元市民検討会議員の選出」検討会議員の選出

清掃審議会から新潟大学産学地域連携推進センター教授 松原幸夫委員、新潟市消費者協会理事 坂田真知子委員がそれぞれ選出された。